

風に遇ひて舟破れ、波に撃たれて人亡ぬ。ただし一のみ存り、身を怒りて像を
作る。定めて知る、妙見の大なる助と測ふ者の信ふ力とを。

賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悪しき死の報
を得る縁 第三十三

紀直吉足は、紀伊国日高郡別里の椅家長公なり。天骨悪しき性にして困
果を信はず。延暦四年乙丑の夏五月に、国司部内を巡行りて正税を給ふ。
其の郡に至り、正税を下ひて百姓に班す。一の自度有り。字を伊勢沙弥と曰
ふ。薬師経の十二薬叉神の名を誦持ちて、里を歴て食を乞ふ。正税を給ふ人に
就きて稻を乞ひ、厥の凶しき人の門に鑿りて乞ふ。彼の乞ふ者を見れども乞ふ
物を施さず、其の荷へる稻を散し、また袈裟を剥ぎて拍ち還す。沙弥逃げて其
の別寺の僧坊に隠る。凶しき人逐ひて捕へ、また己が門に將て大石を拳持ちて
沙弥の頭に当てて、迫りて曰はく「其の十二薬叉神の名を読み我れを呪縛せ
よ」といふ。沙弥なほ辞ひ、凶しき人なほ強ふ。強ひて逼るに勝はず、一遍読
みて逃く。然うして後久しからずして地に躡れて死ぬ。更に疑ふべからず、護

法の罰を加ふることを。自度の師たりといへども、なほし恐の心もちて闕よ。
身を隠せる聖人、凡の中に交るが故に。惘然く過無くは、慙に探りて毛を吹
きて疵を求むべからず。失を求むれば、三賢十聖すら、失有りて誹るべし。徳
を求むれば、法を誘るひと善を断つひとすら徳有りて美むべし。所以に十輪
経に云はく「奮奮の花は萎むといへども、なほ諸の余の花に勝る。戒を破れる
諸の比丘も、なほ諸の外道に勝る。出家の人の過を説くは、もし戒を破るひと
ももし戒を持つひともし戒有るひともし戒無きひともし過有るひ
とももし過無きひともし説く者は万徳の仏の身より血を出すに過ぎたり」との
たまふ今此の義解に云はく「血を出すとも仏の道を障るること能はず。僧の過を説く時には、多
人の信を壞り、彼の煩惱を生じ、聖の道を障るが故なり。是の故に菩薩は彼の徳を棄れ、失
を棄れず」と。像法決疑経に云はく「未来の世の中に、俗官比丘をして税
を輸さしむることなかれ。もし税を奪はば、罪を得ること量無し。一切の俗人
は、三宝の牛馬に乗騎ること得ず。三宝の奴婢と六畜とを搦打つこと得ず。
其の三宝の奴婢の礼拝むを受くこと得ず。もし犯すひと有らば、みな殃咎を
得む」とのたまふ。また経論に説きたまふが如し「慙の心多き者は、是れ泥土
なりといへども金玉より重す。慳貪の人は、糞土を乞ふと聞きてなほし慙惜し

施品)など、「見」と表現されるはあいが少なく
ない。三 観のなかたでなく類類で出挙された
のである。二四 若諸比丘、弘法出家、剃除
鬚髮、被著袈裟、一切天人阿修羅、皆心供
養(大方広十輪経・註相品)。袈裟は特別に尊
崇された。二五 未詳。とどうせできるはずが
ないだろう、という氣持ちで言っている。
二六 中巻三十五縁。護法が沙弥を守護する例
として、中巻二縁、下巻十縁がある。
二七 中巻二縁に類似表現がみえる。
二八 菩薩。『求失之者、麟角星上、有、失可取
(梵網経古訳記下本。原口裕)。三〇 闕提(中
巻三十二縁)。『求徳之者、断、善者身、有、
徳可録(梵網経古訳記下本。原口裕)。三
一 以下に経典からの長文の引用がつけられ
る。『瞻仰華嚴、勝於諸華嚴、破戒諸比丘、
獨勝諸外道(大方広十輪経・註相品)。瞻仰は
キンコウボク。『説、出家人過(以下は大方広十
輪経にみえない。梵網経古訳記下本に、又十
輪云として古句花雖萎以下)の全文がみえる
(伝記)。三 梵網経古訳記下本に、上文につ
けて、解云として全文がみえる(伝記)。来
迎經本の体裁にしたがって、「今此義解云以下
を軌注とした。
三 取意の文。 四 大方論・施品品の取意。

一 出典未詳。二 雜譬喻經に「財不足、惜者、以
財是吾家之分、盜賊水火鼠雀、五家忽至、
一旦既尽、故曰不足惜也」とみえる。鼠宝の
六日経疏廣鈔二十八に「五家所共者、譬
經云、夫財者五家共有、不能独用」とあり、
『所謂五家者、一、懸官非、理米糶、二、盜賊、
米劫奪、三、忽然為水漂流、四、火起不覺、糞
燒、五、患子無理費用」とみえるが、本説話から

の引用である可能性もある。

第三十四縁 慶慶による治病を説く。
二 未詳。本説話以外に所伝をみない。「あざめ」と
いう訓みは春日政治の説。四 和歌山市。
五 七六二年。六 腫は頸部の腫瘍。七 疔は
腫瘍。へいかなる信業か、という具体相は述
べられない。九 罪業を消滅させて病気を治す
方法の中では善行をおこなうことが最高である。
『滅罪差病』と『行善』とを比較した表現では
ない。一〇 未詳。二 般若心経「能除一切
苦」般若波羅蜜多心経。三 未詳。本説話以
外に所伝をみない。行行者とあるはあ、本書
では慶慶をさすことが多い。
三 一 下巻三十三縁。第六大願、願我來世得
菩提時、若諸有情、其身分劣諸、不具、醜陋
頑愚、盲聾瘡癩、癩癩、白癩、癩狂、種種病
苦、聞我名已、一切皆得端正點鬚、諸根完
具、無諸疾苦(薬師琉璃光如來本願功德経)。
以下に卷数がつらねられるが、たとえば三千
巻は、巻の経を三千度読む意。
四 一 中巻二十四縁。金剛般若経を誦誦して
「懽」が治つた例に、金剛般若経集録記・救護、
五 昌言がある。五 一 上巻二十縁。
六 天親菩薩三昧経。天平四年(三)八月の皇居宮
職解に書名がみえるのが日本での初出。「受持
斯経一七日七夜、諸難通利、衆罪消滅、如一向
果報(觀世音三昧経)。
七 伽梵達摩記の王手千眼觀世音菩薩大方滿
無礙大悲心陀羅尼経にみえる陀羅尼。上文に存
した觀世音三昧経に関する記述がここでは消え、
かわりに千手陀羅尼に関する記述があらわれて
いる。これがいつたい何を意味しているのか、
あきらかではない。智礼の觀無量壽経疏妙宗

と慍ふ。財を惜みて布施さず、蔵し積みて人の知らむことを恐れば、身を捨てて手を空しくして、餓鬼の中に去りて、飢寒寒ゆる心を受けむ。夫れ錢財は、五の家共に有つ。何を五の家とす。一は県官なり。理にあらずして来りて。二は盜賊なり。なほし来りて劫め奪ふ。三は忽に水に瀾ひ流さる。四は忽然に火起らば焚焼かるることを免れず。五は悪しき子なり。理無くして費し用ると。故に菩薩は布施することを歡喜ぶるなり。

怨しき病忽に身に嬰り之れに因りて戒を受け善を行ひて現に病愈ゆること得る縁 第三十四

巨勢部此女は、紀伊国名草郡埴生里の女なり。天平宝字五年辛丑に、怨しき病身に嬰り、頸に癭肉生り、疽れたること大なる瓜の如し。痛く苦しきこと切るが如し。年を歴て愈えず。自づから謂はく「宿業の招ぶ所なり。ただし現報のみにあらず。罪を滅し病を差さむには、善を行はむに如かず」とおもひて、髪を剃り戒を受けて、袈裟を着て、其の里に大谷堂に住みて、心経を誦持して行道くことを宗とす。十五年を遡て、行者忠仙、来りて共に堂に住む。

忠仙、此の病の相を見て憫ひて、病を看て呪護し、誓願を發して言さく「是の病を愈さむが為に、薬師経と金剛般若経とをおのおの三十巻と、觀世音経一萬巻と、觀音三昧経一百巻とを読み奉らむ」とまます。十四年を歴て、薬師経二千五百巻と、金剛般若経二千巻と、觀世音経二百巻とを読み奉る。ただし千手陀羅尼を問無く誦むなり。いまだ巻の數に満たず。病を受けたる歳より以來、二十八年を遡て、延暦六年丁卯の冬十一月の二十七日の辰時に至りて、癭肉の癭疽自然づから口開き、膿血流出で、平復願の如し。故に定めて知る、大乘の神呪の奇異しき力と病人の行者の功を積める徳となり、といふことを。「無縁の大悲を至りて感る者は、異しき形を挿てむ。無相の妙智を深く信ふ者は、明なる色を呈さむ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

官の勢を仮りて理にあらずして政を為ひて悪しき報を得る縁 第三十五

白壁天皇の世に、筑紫肥前国松浦郡の人、火君の氏のひと、忽然に死にて玻璃国に至る。時に王校ふれば死ぬる期に合はず。故に更に敢へて返す。還

鈔、六所引の觀音三昧経の文を千手陀羅尼経の文である、として両経を同一のものであるかのごとくみなす説(文庫所引の觀音の説)は、觀世音三昧経の本文が全文あきらかにされた(京都国立博物館藏本、七寺藏本などによる)現在では誤り。「龍皇流行語毒腫、癭瘡膿血瘡巨堪、至心敬誦大集呪、三摩書讀觀世音(千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼経)」。六上文に「十五年」「十四年」とあった。それを合わせて二十八年とするのは誤りとはいえないが、天平宝字五年(庚)から延暦六年(壬)までを遡之二十八年とするのは誤り。五、七八七年。この年の九月四日、景戒は夢を見ている(下巻三十八縁)。この夢が大きな機縁となつて原撰本日本書紀は編纂されたと推測される。本説話にみえる「延暦六年丁卯冬十一月二十七日」は、その原撰本の編纂に着手したばかりの頃である。三午前七時から九時のころ。二處は肉腫。三「癭」も瘡も腫瘍。三上文のどの経の効能によつての治病なのか、あきらかでない。三仏の慈悲。三仏の智慧。

第二十五縁 標題に悪報とあるが「現」とは

六 佐賀県東松浦郡、西松浦郡、唐津市、長崎県南松浦郡、北松浦郡あたり。
七 薩摩国風土記には筑紫国火君尊祖の、(和)日本紀、五所引筑後国風土記には筑紫、肥前等、かかわつた蘇生説話がみえる。いづれも火君(肥君)自身は蘇生しない。援助者、傍觀者の役割をはたしている。本説話における火君之氏の役割もそれに類似する。六 藤原王の治める国。冥界の名。三人は生きる期間が決定されている、という考えにもとづいた蘇生理由。

中国説話の世界(たとえば幽明録)に多くみえる「算米尽」という蘇生理由に近い。

一 冥界に大遊が述べられるのは他に例をみない。
二 冥界の釜の中で吉を受けている者が蘇生する者に伝言する例に、法苑珠林・漁獵篇・感心緣所引冥報記・劉慶兒・華嚴経后記・五・康阿祿山などがある。上巻二十三縁、中巻七縁、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。
三 くりかえし、言いかけては沈み言いかけては沈む例に、諸経要集・地獄部・業因緣所引旧雜譬喻経がある。三 静阿原藤原郡。
四 未詳。本説話以外に所伝をみない。
五 着いて精米された米を京に送る輸送係の長。
六 上文にはこの冥界の名は玻璃国とされていた。上巻二十縁では度南國へ行き黄泉より帰つた、下巻三十七縁では「閻羅王廟へ行き黄泉より帰つた」とされている。
七 冥界での見聞が文書にされている。上巻三十縁。一〇 太政官の判官。左大弁と右大弁。
八 二八、四四年に歿、七十四歳公卿補任。続日本紀を編纂。修史の任務と、本説話にみえるような古い文書の整理とは関係があらう。從四位上とあるが、眞道は延暦十六年(壬)二月十三日に、從四位下から正四位下に進んでおり、從四位上であることはなかつた。下文にみえる延暦十五年三月には從四位下。また、「任其官上」とみえるが、眞道が左大弁となつたのは延暦十六年三月十一日。本説話のころは、左兵衛督であり造管亮を兼ねていた(公卿補任)。
九 桓武天皇。
一〇 施院のことであらう。施院は近江国菟野寺の傳。光信の弟子。少輔部に任ぜられたのは延暦十六年一月十四日。本説話のころは、律師。